

【LVP/LVPD の導入】

1. 概要

2022年2月24日適用の管制方式基準改正で、SSP体制が見直され、LVP/LVPDが導入されます。

LVP (Low Visibility Procedure 低視程体制) : CAT II/Ⅲ運航及び低視程離陸の要件が整っている状態

LVPD (Low Visibility Procedure for Departure 出発用低視程体制) : CAT II/Ⅲ運航の要件が整っていないが、低視程離陸の要件が整っている状態

LVTO (Low Visibility Take-off 低視程離陸) : RVR 400m未滿の Take-off minima を適用した運航

2. 状況・背景

SSP体制は、CAT II/Ⅲ運航による低視程進入と低視程離陸の両方を包含しているため、低視程離陸を行うためにはSSP体制の確保が必要でした。そのため、降雪によりCAT II/Ⅲ ILSが使用不能になると、離陸ができないという事例が発生していました。

今般、CAT II/Ⅲ運航と低視程離陸を分離して運用可能にするため、LVP/LVPDが導入されることになりました。

3. 改正方針

- 1) 離陸のみに適用される要件を新たに定め、SSP体制はLVP/LVPDに名称が改められます。
- 2) それぞれの運航に必要な要件はICAO Doc.9365をベースに定められます。ただし現行のSSP体制で整理されている事項には変更を加えず、離陸と着陸を分ける体制とする部分のみ改正が行われます。
※Doc.9365の低視程離陸条件にCAT II/Ⅲ ILS正常作動、ILS critical areaの確保は含まれていません。
- 3) 空港毎に対応が分かれていた体制適用時の周知方法が統一されます。

4. LVP適用までの流れ

- 1) プリアラーム値 : 管制官が関係部署にLVP要求
- 2) CAT II/Ⅲ運航及び低視程離陸適用項目の確認 : 関係部署が管制官に「必要灯火/RVR/CAT II/Ⅲ ILS/二次電源の正常作動 及び ILS critical area 保護」を連絡
- 3) CG200/RVR550未滿 : 管制官がLVPを適用
- 4) 航空機に“LVP in force”を通知→CAT II/Ⅲ進入 & LVTOが可能

5. LVPD適用までの流れ

- 1) プリアラーム値 : 管制官が施設の運用状況の確認を依頼
- 2) RVR400未滿 : 低視程離陸適用項目「必要灯火/RVR/二次電源の正常作動」を確認後、LVPD適用
- 3) 航空機に“LVP for departure in force”を通知 → LVTOが可能

6. 3/パターンの情報提供

管制用語(新設)と実施可能な運航は次のとおりです。

	LVTO	CAT II/Ⅲ
① LVP in force	○	○
② LVP for departure in force	○	×
③ LVP not available due to...	×	×

- 1) LVP/LVPDを適用する気象条件は、空港ごとにAIPに公示され、体制の適用状況は、管制官またはATISにより通報されます。

空港名	LVP適用基準	LVP/LVPD適用基準
RJCK	CG400/R1000	R1000
RJCC	CG200/R550	R550
RJSA/RJAA/RJTT/RJOA	CG200/R600	R600
RJGG	CG200/R600	R500
RJBB	CG200/R550	R400
RJFT	CG600/R1600	R500

- 2) 対象空港は釧路、新千歳、青森、成田、羽田、中部、関西、広島、熊本で、出発・到着機に対してATISで同じ用語を使用して情報が提供されます。釧路、青森はATISがないため、出発機はTower、到着機はACCから提供されます。
- 3) CAT II/Ⅲ ILSがない空港にはLVTOは設定されず、LVP/LVPDに関する情報提供はありません。

7. LVP for departure in force の留意点 (今回の目玉)

「LVP for departure in force」は到着機に対しても通報されますが、CAT II/Ⅲ ILSは**実施不可能**であることに注意が必要です。この用語はLVTOのみが実施可能であることを意味します。

この「ATC再発見 **Radio Telephony Meeting**」は、JAPAATS委員会とATCAJ技術委員会が参加しているR/T Meetingで討議されたテーマを共有して、「安全で効率の良い運航と航空管制」のために発行しています。